

令 和 8 年 度
税 制 改 正 事 項

令 和 7 年 12 月
農 林 水 產 省

第1 農業の持続的な発展

- 1 農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者であって同法に規定する地域計画に位置付けられた者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置（5年間、課税標準の1/3控除）について、適用対象者の範囲に農地中間管理機構等を加えた上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）
 - 2 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置（設定期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税・都市計画税）
 - ① 対象となる農地については、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の区域内の一定の農地とする。
 - ② 設定期間が15年以上である農地については、課税標準を最初の3年間（現行：5年間）価格の1/2とする。
 - 3 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）
 - 4 独立行政法人農業者年金基金法施行令の改正を前提に、農業者年金制度について、その保険料の額の上限を月額7.4万円（現行：6.7万円）に引き上げた後も、現行の税制上の措置を適用する。（所得税、個人住民税）
 - 5 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期限を3年延長する。（所得税・法人税、個人住民税）
 - 6 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 【復興庁共管】
- 7 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
 - 8 制度資金など関連施策の見直しに伴う関係法令の改正を前提に、現行の特例措置について、税制上の所要の措置を講ずる。（複数税目）

9 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（仮称）の制定を前提に、改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の規定に基づき国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う一定の研究開発に関する設備等の供用の業務に関する文書で同機構が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。（印紙税）

第2 食料安全保障の強化

1 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却（機械・装置 30%、建物等 35%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

2 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置（資産割 1/4 控除）について、適用期間を当該計画の承認後5年間とした上、その適用期限を2年延長する。（事業所税）

3 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、炭素生産性向上率の要件を一定程度引き上げ（大企業がサプライチェーン上の中小企業に対して、排出量削減に資する取組支援をした場合、現行どおり）、特別償却率を30%（現行：50%）、税額控除率を大企業は最大8%、中小企業は最大10%（現行：大企業は最大10%、中小企業は最大14%）とする見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等2省共管】

4 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除【研究開発税制】について、次の措置等を講じる。（所得税・法人税、法人住民税）

① AI、バイオ等の戦略技術領域型（試験研究費の40%控除）等を創設する。

② 一般型について、試験研究費を増やす企業のインセンティブを強化するため、3%のインフレを加味した試験研究費の控除率カーブの調整等を行った上で、時限措置（10%～14%（中小企業は12%～17%）控除）については、その適用期限を3年延長する。

【経産省等9府省庁共管】

5 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（不動産価格の1/6控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）

【経産省等2省共管】

第3 環境と調和のとれた食料システムの確立

- 1 みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（機械・装置等 32%、建物等 16%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 2 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（固定資産税）
 - ① 脂肪酸メチルエステル製造設備に係る課税標準を価格の3/4（現行：2/3）とする。
 - ② 木質固体燃料製造設備の適用対象を中小事業者等が取得するものに限定した上、課税標準を価格の5/6（現行：3/4）とする。
- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）について、バイオマス発電設備のうち出力が1万kw以上の発電設備を適用対象から除外する等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。（固定資産税）

※特例割合（バイオマス発電設備）：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の適用期限を2年延長する。【畜産事業場の汚水・廃液処理施設】（固定資産税）

※特例割合：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 5 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、炭素生産性向上率の要件を一定程度引き上げ（大企業がサプライチェーン上の中小企業に対して、排出量削減に資する取組支援をした場合、現行どおり）、特別償却率を30%（現行：50%）、税額控除率を大企業は最大8%、中小企業は最大10%（現行：大企業は最大10%、中小企業は最大14%）とする見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等2省共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 2 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）（再掲）

第5 水産施策の推進

農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）（再掲）

第6 東日本大震災からの復興

- 1 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の適用期限を3年延長する。（所得税・法人税）

【復興庁等3省庁共管】

- 2 福島イノベーション・コスト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域において新産業創出等推進事業を行う事業者が機械等を取得した場合の特別償却等）について、対象となる事業を追加する等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。（所得税・法人税）

【復興庁等2省庁共管】

- 3 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を5年延長する。（印紙税）

【財務省等7省庁共管】

- 4 東日本大震災の被災者等が建造又は取得した漁船の所有権の保存登記等に対する免税措置の適用期限を1年延長する。（登録免許税）

- 5 東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の非課税措置の適用期限を1年延長する。（印紙税）

第7 その他

- 1 厚生農業協同組合連合会の収益事業から除外される医療保健業の要件のうち、特別の療養環境に係る病床の病室差額料に係る要件について、特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額を1万円以下（現行：5千円以下）に引き上げる。（法人税）

【厚労省共管】

- 2 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を1年延長する等の所要の措置を講ずる。（所得税、個人住民税）

【金融庁等3省庁共管】

- 3 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。（法人税、法人住民税）

【厚労省等6省庁共管】

- 4 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件について、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額に3を乗じて得た額以下の額であって、地域における標準的な料金を超えないものであること（現行：社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額であること）とする等の見直しを行う。（複数税目）

【厚労省共管】

[税制改正見直し事項（廃止・縮減）]

- 1 東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等に対する免税措置について、適用対象を、警戒区域設定指示等が行われた日においてその対象区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得した農用地に限定する。（登録免許税）

【復興庁共管】

- 2 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置のうち被災農用地を譲渡する場合等において作成される契約書等に係る措置については、令和8年3月31日をもって廃止する。なお、対象区域内農用地を譲渡する場合等に作成される一定の契約書等については、適用期限を撤廃した上で、引き続き印紙税を課さないこととする。（印紙税）

【復興庁共管】

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地に代わるものとして取得した農用地に係る課税標準の特例措置（被災農用地の面積相当分を控除）は、令和8年3月31日をもって廃止する。（不動産取得税）

【復興庁共管】

4 東日本大震災の被災代替船舶（漁船）の特別償却（24%）は、所要の経過措置を講じた上、令和8年3月31日をもって廃止する。（所得税・法人税）

【復興庁等2省庁共管】

5 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（漁船）に代わるものとして一定の被災地域内で取得等された償却資産に係る課税標準の特例措置は、所要の経過措置を講じた上、令和8年3月31日をもって廃止する。（固定資産税）

【復興庁等2省庁共管】